

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第17節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除 (承認の取消しの通知) 14-5 令第43条に規定する書面には、関税法基本通達<u>89-5</u>の(3)による「不服申立て等について」(C-7009)を添付するものとする。</p>	<p>第17節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除 (承認の取消しの通知) 14-5 令第43条に規定する書面には、関税法基本通達<u>89-6</u>の(3)による「不服申立て等について」(C-7009)を添付するものとする。</p>